

# 第2回新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議

## 議事録

### 1. 開会

### 2. 青森県健康福祉部次長あいさつ

本日は、前回の会議に引き続き、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回の会議では、行動計画の骨子について説明し、御意見をいただいたところですが、その御意見を踏まえながら、今般、行動計画素案として整理したところです。本日は、この行動計画素案について、委員の皆さまから御意見を伺いたいという趣旨で開催したものです。

また、今後のスケジュールについては、前回の会議でも説明しましたとおり、この会議で御意見をいただき、行動計画案として作成し、パブリックコメントを経て、行動計画として作成していくということにしています。

詳細については、後ほど事務局から説明させていただきますが、行動計画に記載する対策等について委員の皆さまの率直な御意見をいただきたく、よろしくお願いいたします。

### 3. 議事

#### 【事務局】

本日の委員の出席状況を報告します。本日は、委員25名のうち20名が出席しております。また、青森県市長会 佐藤委員におかれては、代理として原子様に御出席いただいております。

これ以後の進行は、議長にお願いします。

#### 【萱場議長】

本日の議事は、議題が3つございます。1つ目の議題、「第1回有識者会議における主な意見と県の考え方について」を事務局からお願いします。

**【事務局】**

(1) 議事① 第1回有識者会議における主な意見と県の考え方について  
資料1「第1回有識者会議における主な意見と県の考え方について(別紙)」により事務局から説明

**【萱場議長】**

ただ今の「第1回有識者会議における主な意見と県の考え方について」、何か御質問、御意見がございましたら、お願いします。

**【櫻庭委員】**

特措法第38条が資料1の番号1に記載されているとおりのことであれば、「市町村長が新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認められるときは」、市町村長が県に要請するとされています。しかし、(第1回有識者会議で)私が言ったことは、市町村長など意思決定をする機関や人がいなくなった場合、いわゆる大震災になった場合で、その手続きさえできなくなったときにどうするかということです。

それが、代行なのか、応援なのか、事務の委託なのか、委託であれば少なくとも意思表示が必要です。この意思表示ができなくなった場合にどうするのかということ、本当に、厚生労働省は、特措法の中で対応することを考えているのでしょうか。新型インフルエンザと南海トラフでの大地震が複合的に発生したときのように危機が重なったときに、どのように対処しようとしているのでしょうか。そのようなことが条文に載っていないとすれば、法律の解釈はどうなるのか、ということです。それは、新型インフルエンザが先に発生した場合と、大地震が先に発生した場合とでは、やり方が全然違う気がします。

その後は整然としているが、整然とする前の段階で根底がひっくり返るとき、どのようなことになるのかということ、東日本大震災を教訓としたシミュレートというのが、この資料1の表現だけみるとわからないのです。対策を実施する人や意思決定をする人がいなくなったときに、果たして法律どおりに体制を調べていけるのかというシミュレートが必要だという感じを持ちました。これは、青森県の行動計画だけの問題ではないと思うので、国ともよく相談された方がいいとも思います。感想ですが。

**【萱場議長】**

インフルエンザに限ったことではなく、大きな問題だと思います。事務局、いかがですか。

**【事務局】**

今の御意見はごもっともです。平時の段階で、そういった事態に至ったときにどうするのかということを考えていかなければならないということが一つです。また、もう一つは、そういう事態に至った場合にどうするのかをやはり平時の段階で訓練していかなければならないということです。今の御意見も踏まえ、平時の段階でどのような形にしていくかということを検討させていただければと考えております。

**【萱場議長】**

そのほかにありますか。

なければ、2つ目の議題、「第2回有識者会議における意見聴取の進め方について」を事務局からお願いします。

**【事務局】**

(2) 議事② 第2回有識者会議における意見聴取の進め方について  
資料2「第2回有識者会議における意見聴取の進め方について」により事務局から説明

**【萱場議長】**

ただ今の「第2回有識者会議における意見聴取の進め方について」、何か御質問、御意見がございましたら、お願いします。

**【萱場議長】**

御質問、御意見がなければ、3つ目の議題、「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画素案について」を事務局からお願いします。

**【事務局】**

(3) 議事③ 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画素案について  
資料3-(1)「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画素案<総論部分：対照表>」、資料3-(2)「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画素案<各論部分：対照表>」を用いて、資料3「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画素案（本文）」について事務局から説明

**【萱場議長】**

ただ今の「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画素案について」はポイントをおさえて説明してもらいました。

素案全体を見るということはなかなか難しいところですが、委員の皆さんから何か御質問、御意見がございましたら、お願いします。

**【藤野委員】**

青森県の独自性ということで、どのフェーズにおいても「在日米軍」という言葉が出てくるのですが、これは、在日米軍を抱える青森県においては、情報交換ですので、青森県に特別なことではないわけです。

青森県健康福祉部として、在日米軍とコーポレーション、何か協力して行うことということなのか、単なるインフォメーションのやりとりということなのか、でしょうか。

**【事務局】**

今回は、政府行動計画の記載と県行動計画と異なるところ、県の独自の対応になるところを入れたいというところで、在日米軍に関する記載を説明しました。

インフォメーションではない特別なことをやるのかということについては、地域ごとに新型インフルエンザ対策に関する協議会を設置しています。上十三保健所における地域協議会ではそのメンバーとして米軍基地内病院が入っているので、その中で情報交換等ができると考えています。

**【藤野委員】**

日米地位協定上の日米合同委員会合意というのは、日本国と米国との間の覚書ですか。

**【事務局】**

そのとおりです。

**【藤野委員】**

そうであれば、当然全ての都道府県が対象となるのではないのでしょうか。改めて、政府行動計画にそのような記載がないのは、何か理由があるのでしょうか。

**【事務局】**

政府行動計画において在日米軍に関する記載がない理由はわかりませんが、この日米合同委員会合意は在日米軍が存する関係県に限られていますので、全都道府県ではないということになります。

【萱場議長】

米国で最初の新型インフルエンザ患者が出たのは、どこか別の米軍基地であったと聞いています。その情報収集も兼ねてというニュアンスもありますね。他にはありませんか。

【和賀委員】

2つあります。1つ目は、水際対策については国の対策として県の素案には記載されないということですが、青森県には港湾や空港があります。その場合は、県としてまったく離れて考えるということなののでしょうか。

【事務局】

県内には、仙台検疫所青森出張所があります。同出張所とは平時の段階から情報交換もしています。その検疫状況についても報告を受けているところであり、そのような連携は平時から進めております。

発生時においては、国として検疫の強化が行われることとなりますが、その際に行われる防疫措置及び入国者に対する疫学調査については、港については県が管理している港もあることからその所管部局、検疫所と連携しながら進めていくこととしています。その部分については、県の素案にも記載させていただいております。

【和賀委員】

2つ目は、患者数の推定についてです。国もいろんなソフトに基づいて推計していますが、皆さんが不安に思うのは、数に対する恐怖だと思います。

資料2の図を見てみますと、（試算に使われている）このソフトは非常に古いもので、2001年、2004年に発表されたものです。

これ以後、H5（亜型のインフルエンザ）の情勢もかなり分かってきたところがあると思うのですが、ソフトの更新あるいは変更されるという見通しについては、あるのでしょうか。

【事務局】

このソフトは、御指摘のとおり、2001年、2004年に開発されたものです。米国疾病管理センターが2001年に開発した「Flu Aid」というソフトは、2009年の新型インフルエンザの発生に伴い、当時の病原性に応じて更新され提供されていますが、それ以降の更新はされていない状況です。なお、御指摘のあった部分については、国の有識者会議においても議論されたところですが、以前の国の行動計画において使われた2001年の「Flu Aid」、2004年の「Flu Surge」を政府行動計画でも活用した試算ということとされています。

【真柄委員】

資料3の9ページの26行目の「新型インフルエンザ等対策」というところは、「新型インフルエンザ等対策」に修正しないと文章が成り立ちません。それから、10ページの2行目ですが「興行場等の使用等制限等の要請等」は、「興行場等の使用制限等の要請等」に修正しないといけないと思います。

74ページの6行目の「区分3：民間の登録事業者と同様の業務」は「業務」ではなくて「職務」なんですね。72ページの14行目では「区分3：民間の登録事業者と同様の職務」になっていますから。

その中で分からなかったのは、「区分3：民間の登録事業者と同様の職務」の中で「(1)の新型インフルエンザ等医療型」あるいは「重大・緊急医療型」とはどのような人が区分3の方に入るのか分からないですね。というのは、公立病院や診療所というのは、「(1)特定接種の登録事業者」に入っているのですが、「(1)の新型インフルエンザ等医療型」や「重大・緊急医療型」が区分3に入っているのはどういうことなのか、教えてもらいたい。

もう一つは、68ページの「新型インフルエンザ等医療型」の中で、業務小分類の「新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して」というような文章は通常使わないのではないかと思うが、どうですか。

【事務局】

2つ目の御質問からですが、68ページの「新型インフルエンザ等医療型」の中で、業務小分類の「新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して」という表記は感染症法上の表記そのままとなっております。

その前の1つ目の御質問については、もう一度確認したいのですが。

【真柄委員】

表では、区分1、区分2、区分3と分かれています。その中で区分1の説明、区分2の説明があるのです。その一方で、区分3の説明の中に書いてある内容がわかりません。

【事務局】

ただ今の御質問の趣旨は、68ページのところで既に「新型インフルエンザ等医療型」において既に民間事業者が入っていることになるので、74ページにあらためて記載する必要があるのかということでの御質問でしょうか。

**【真柄委員】**

私が確認したいのは、この区分3が何故この部分に記載され、その記載がどこのところ、あるいはどの人を意味しているのかをいうところですが。

**【萱場議長】**

この部分は、記載が長いです。「(1)の新型インフルエンザ医療型」と同様の社会的役割を担う業務などと書いていますので。

**【事務局】**

この部分の書き方が非常に分かりにくくなっておりますので、もう一度確認した上で、委員の皆さまにお知らせいたします。

**【萱場議長】**

この部分は表現の仕方が分かりにくいので、よろしくお願いします。  
その他にありませんか。

**【森委員】**

各論部分で質問があります。資料3-(2)の2ページ目で、「対策の実施や縮小・中止時期の判断方法については、必要に応じてマニュアル等に定めることとする。」と書かれてあります。青森県として、このマニュアルが既にあるのか、それとも今後作成する予定があるのか、どうですか。

**【事務局】**

この特措法ができる前においては、対策の実施や縮小・中止時期の判断方法も含め国の指示に従って実施してきた経緯がございます。特措法の制定により、一定の流行に至った以降は、都道府県の判断に任せられることとなったため、この点の取扱いが変わっています。このため、以前はこのようなマニュアルは作っていませんでした。今後は、対策の中止等の判断方法を含めまして所要のマニュアルを作成していくこととしています。

**【森委員】**

国のガイドラインというのは、既に存在しているのですか。

**【事務局】**

国のガイドラインについては、政府行動計画が作成された後の6月26日に発表されています。

【萱場議長】

これは県の計画です。各論的な部分では、他の事業者や医療施設などに関しては、県の行動計画を見ながら具体的なところを決めていかなければならないこととなります。

他に御意見がありますでしょうか。

ないようですから、委員の皆さんから様々な御意見をいただきましたので、事務局においては、今回の議論を踏まえてまとめていただき、行動計画の案にフィードバックして、また必要なところは調べていただいて、対応していただきたいと思います。

事務局から連絡事項があれば、お願いします。

【事務局】

事務連絡についてはありません。

時間の関係で説明できなかった資料4「新型インフルエンザ等対策における国・都道府県・市町村の役割について」は、基本的には政府行動計画、青森県行動計画に書かれてあるものをその発生状況に応じて、サーベイランス、医療などの分野でまとめさせているものですので、別途ご確認くださるようお願いいたします。

議事の2つ目で説明させていただきました被害想定に関連して、参考までに説明したいところがあります。

(4) 補足説明

「20世紀以降に発生した新型インフルエンザなどについて」

「鳥インフルエンザ等及び中東呼吸器症候群（MERS）の発生状況について」

参考1「20世紀以降に発生した新型インフルエンザなどについて」、参考2「鳥インフルエンザ等及び中東呼吸器症候群（MERS）の発生状況について」を用いて事務局から補足的説明

【萱場議長】

被害想定については、シミュレーションも含めてかなり幅がありますし、大きな統計で言いますと、罹患率では休職する方が何パーセントという数字が出ています。各事業所単位で考えていくと、女性で他に身寄りがない中で子供の面倒を見なければならない方が多く働いている事業所では、欠勤率は高くなり、

事業機能が失われるなどのことが考えられます。これについては、各事業所で考えていかないとなりません。全体の統計は非常に参考になります。

よろしければ、本日の議事は終了いたしました。会議の進行を事務局にお返しします。

<閉会におけるあいさつ>

長時間にわたり、御検討いただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただきました御意見や御指摘については、議長から御指示があったとおり、行動計画案に反映させていただくとともに、委員の皆さまには、県の考えを取りまとめて御報告したいと考えております。

また、行動計画の案に関して、意見をうかがう会議としては、本日で一旦終了となりますが、県の新型インフルエンザ等対策の推進にあたり、御意見をうかがうため、必要に応じて開催していくことと考えておりますので、引き続き委員の皆さまの御協力いただきますようお願いいたします。閉会の挨拶といたします。

---

以上